

電気需給約款

(低圧/湘南のでんき)

2016年9月1日実施

湘南電力株式会社

電気需給約款目次

I 総則

1. 適用	P. 4
2. 需給約款等の変更	P. 4
3. 料金表	P. 4
4. 定義	P. 4
5. 単位および端数処理	P. 6
6. 実施細目等	P. 6

II 契約について

7. 電気需給契約の申込	P. 6
8. 電気需給契約の成立および契約期間	P. 7
9. 需要場所	P. 7
10. 電気需給契約の単位	P. 7
11. 供給の開始	P. 7
12. 供給の単位	P. 7
13. 電源の特性	P. 8
14. 承諾の限界	P. 8
15. 需給契約書の作成	P. 8

III 料金および契約種別

16. 契約種別	P. 8
17. 湘南のでんき電灯 B	P. 8
18. 湘南のでんき電灯 C	P. 9
19. 湘南のでんき動力	P. 10

IV 料金の算定及び支払い

20. 料金の適用開始の時期	P. 10
21. 料金の算定期間	P. 10
22. 使用電力量等の計量	P. 11
23. 料金の算定	P. 11
24. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限	P. 12
25. 料金その他の支払方法	P. 12
26. 延滞利息	P. 13

V 使用及び供給

27. 適正契約の保持	P. 13
28. 需要場所への立入りによる業務の実施.....	P. 13
29. 電気の使用にともなうお客さまの協力.....	P. 14
30. 違約金	P. 14
31. 損害賠償の免責	P. 14
32. 設備の賠償	P. 15

VI 契約の変更及び終了

33. 電気需給契約の変更	P. 15
34. 名義の変更	P. 15
35. 電気需給契約の廃止	P. 15
36. 需給開始後の電気需給契約の消滅変更に伴う料金の精算.....	P. 16
37. 需給開始後の電気需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算.....	P. 16
38. 解除等	P. 16
39. 電気需給契約消滅後の債権債務関係.....	P. 17

VII 供給方法、工事及び工事費の負担

40. 供給方法および工事	P. 17
41. 工事費負担金等相当額の申受け等.....	P. 17

VIII 保安

42. 保安の責任	P. 17
43. 保安等に対するお客さまの協力.....	P. 17

IX その他

44. 個人情報の保護	P. 18
45. 反社会的勢力の排除	P. 18
46. 信用情報の共有	P. 18
47. 準拠法	P. 18
48. 管轄裁判所	P. 19

附 則	P. 20
別 表	P. 22

I 総 則

1. 適 用

東京電力パワーグリッド株式会社（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受け、需要場所が神奈川県内のお客さまに対して、当社が電気を供給を行う場合で、かつ、お客さまが湘南のでんき料金メニューのいずれかの適用を受ける場合の電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款（低圧/湘南のでんき）（以下「本需給約款」といいます。）によります。

2. 需給約款等の変更

- (1) 当社は、本需給約款および料金表を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は変更後の電気需給約款（低圧/湘南のでんき）および料金表によります。
- (2) 当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、本需給約款および料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款（低圧/湘南のでんき）および料金表によります。
- (3) 小売電気事業の登録の申請等に関する省令第3条第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。
- (4) 当社は、前項の変更に伴い、供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により実施することを、お客さまにあらかじめ承諾していただきます。また、インターネット上での開示を行う場合には、当社のグループ会社を含む他社の運営するインターネットサービスを使用することがあります。
- (5) 当社は、供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、代理事業者または取次事業者に委託することがあります。

3. 料 金 表

本需給約款の適用に係る電気料金について、当社は、本需給約款とは別に料金表を作成し、本需給約款の適用に基づく電気料金は、当該料金表によるものとします。

4. 定 義

次の言葉は、本需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、また

は妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(6) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値とします。

(7) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 契約電力等

契約電流、契約容量および契約電力を総称したものをいいます。

(10) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。

(12) 湘南のでんき料金メニュー

本需給約款に定める湘南のでんき電灯 B、湘南のでんき電灯 C、湘南のでんき動力の3つの契約種別のことをいいます。

(13) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(15) 供給条件の説明

電気事業法第2条の13第1項に基づく小売電気事業者または媒介、代理もしくは取次ぎを業として行うものによる説明をいいます。

(16) スイッチング

同一需要場所において電気の使用を継続される状態で、お客さまが小売供給を受ける小売

電気事業者を他の小売電気事業者に切り替えることをいいます。

5. 単位および端数処理

本需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペア (kVA) とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力の単位は、1キロワット (kW) とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時(kWh)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1パーセント(%)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

6. 実施細目等

本需給約款の実施上必要な細目事項および本需給約款に定めのない特別の事項は、本需給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II. 契約について

7. 電気需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本需給約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認の上、原則として次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、業種、用途、発電設備、契約者の氏名等の情報、使用者の氏名等の情報、申込み以前に需給契約を締結している小売事業者に関する事項、電力広域的運営推進機関または当該一般送配電事業者が必要とする事項

なお、契約種別は、お客さまに適用される契約種別ごとにそれぞれ 17（湘南のでんき電灯 B）、18（湘南のでんき電灯 C）、19（湘南のでんき動力）に定めるところにより決定いたします。また、契約電力等については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。

- (2) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、託送約款等に定めるところにより、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等に

よって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

8. 電気需給契約の成立および契約期間

(1) 電気需給契約は、当社に対して申込みを行った後、当社が「契約締結に関するお知らせ」を送付することで、申込みに関して承諾した時点で成立するものとします。

ただし、下記のいずれかに該当する場合は、当社は申込みを承諾しないか、もしくは承諾後であっても、承諾の取消を行うことができるものとします。

- イ お客さまが当該申込みに係る契約上の債務の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合
- ロ お客さまが申込み時に当社に提出した情報に虚偽の事実が含まれていた場合
- ハ 当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない場合
- ニ その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないと判断した場合

(2) 契約期間は、次によります。

- イ 電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- ロ 契約期間満了日に先立って、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年毎に同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は原則として継続後の契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。
- ハ 契約期間満了日に先立って、お客さままたは当社から電気需給契約の継続、延長、更新をしない旨の意思表示があった場合は、電気需給契約は、期間満了となります。

9. 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものとします。

10. 電気需給契約の単位

当社は、原則として、1 需要場所について 1 契約種別を適用して需給契約を結びます。

11. 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの電気需給契約が成立したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 需給開始日は原則として託送約款等に定める検針日とし、スイッチングの場合については、原則としてスイッチングに係る手続きを完了したのちに到来する最初の検針日とします。
- (3) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を当社からすみやかにお知らせし、あらためてお客さまおよび当該一般送配電事業者と協議のうえ、新たに需給開始日を定めて電気を供給いたします。

12. 供給の単位

当社は特別の事情がない限り、1 需要場所につき 1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

13.電源の特性

- (1) 当社は、神奈川県内に発電場所が存在する発電事業者（以下、「地産発電事業者」といいます。）より優先的に電気の調達を行うものとし、地産発電事業者からの調達量が小売供給量に対して不足する場合には、東京電力フュエル&パワー株式会社からの常時バックアップや日本卸電力取引所からの調達を含むその他の手段にて電気の調達を行います。
- (2) 当社は、電源の一部に FIT 電気を使用します。当社が FIT 電気を調達する費用の一部は、当社のお客さま以外の方も含め、電気をご利用の全ての皆様から集めた賦課金により賄われており、この電気の CO2 排出量については、火力発電なども含めた全国平均の電気の CO2 排出量を持った電気として扱われます。
- (3) 当社は、年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を単位とし、電源構成の当該年度の計画および前年度実績をインターネット上で開示いたします。その際には、電源種別の構成に加え、地産発電事業者からの調達量の比率も開示いたします。
- (4) 当社は、当該一般送配電事業者の託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、(1)に定める内容を履行できなくなった場合、もしくは履行できなくなる見込みが大きい場合には速やかにお客さまにその旨を連絡し、対応に関して協議するものとし、

14.承諾の限界

法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況その他によってやむをえない場合には電気需給契約の申込みの全部、または一部をお断りすることがあります。この場合はその理由をお客さまにお知らせいたします。

15.電気需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 料金および契約種別

16.契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需要区分	契約種別
電灯需要	湘南のでんき電灯 B
	湘南のでんき電灯 C
動力需要	湘南のでんき動力

17.湘南のでんき電灯 B

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、イおよびロに該当するものに適用します。

イ 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電力等の合計（契約電流の場合、10 アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1 キロボルトアンペ

アを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

(2) 契約電流

- イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(3) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものとします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2(燃料費調整)(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2(燃料費調整)(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとします。なお、基本料金および電力量料金は料金表のとおりといたします。

18. 湘南のでんき電灯C

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、イおよびロに該当するものに適用します。

- イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、50キロボルトアンペア未満であること。
- ロ 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電力等の合計(契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

(2) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3(契約容量の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(3) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものとします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電

力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

なお、基本料金および電力量料金は料金表のとおりといたします。

19.湘南のでんき動力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電力等の合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

(2) 契約電力

契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、当社から供給を受ける前に電気の供給を受けている場合は、電気需給契約の申込みの際の契約電力を基準として定めます。

(3) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものとします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

なお、基本料金および電力量料金は料金表のとおりといたします。

IV 料金の算定および支払い

20.料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。

21.料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始動から消滅日の前日までの期間といたしま

す。

22.使用電力量の計量

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分毎の接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分毎の使用電力量を、料金の算定期間（ただし、電気需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。なお、料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯毎に、30 分毎の使用電力量を、料金の算定期間（ただし、電気需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とします。
- (2) 当社は、当該一般送配電事業者より受領した検針または計量の結果を、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、当社とお客さまとの協議を踏まえ、当社と当該一般送配電事業者によって定めます。

23.料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、もしくは電気需給契約が消滅した場合、または託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を再開し、もしくは停止した場合等で、料金の算定期間が 25 日以下または 35 日以上となった場合
 - ロ 契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合で、料金の算定期間が 25 日以下または 35 日以上となった場合
- (2) 料金は、電気需給契約毎に本需給約款および料金表に定めた料金を適用して算定いたします。
- (3) (1)イ、ロおよびハの場合、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金は、別表 4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間毎の使用電力量に応じて別表 4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、湘南のでんき電灯 B および湘南のでんき電灯 C の料金適用上の料金区分については、別表 4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間毎の使用電力量に応じて算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (4) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

24.料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限

(1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次によります。

イ 23 (料金の算定) によって当社が料金を算定した日とし、原則として、算定は検針日の翌日から起算して5日以内の日に行われます。なお、算定した料金については、すみやかに書面またはインターネットを利用する電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。なお、当社は原則としてインターネットを利用する電磁的方法により料金をお知らせするものとし、お客さまが書面でのお知らせを希望される場合は手数料として1通あたり200円(税別)を申し受けます。

ロ 電気需給契約が消滅した場合は、消滅日以降に確認された検針結果によって当社が料金を算定した日といたします。

(2) お客さまの料金の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

(3) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

25.料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定する金融機関、または料金その他の収納業務を行う当社が指定した事業者を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によるものとし、工事費負担金その他については、ハによります。なお、工事費負担金その他の支払いに係る振込手数料は、お客さまに負担していただきます。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により支払われる場合は、当社が指定した様式により、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により支払われる場合は、当社が指定した様式により、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

ハ イまたはロをご希望のお客さまで、振替ができない場合やクレジットカードでのお支払いが承認されない場合は、当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法による支払いに変更させていただくことがあります。この場合は、当社が指定した様式によってお支払いいただきます。また、この場合の支払に係る振込手数料は、お客さまに負担していただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、原則として、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 料金は、原則として支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(4) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあ

ります。

26.延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、(2)に定める延滞利息を申し受けます。ただし、料金が25(料金その他の支払方法)(1)イにて支払われる場合で、当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされた場合、または料金を支払期日の翌日から起算して20日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセント(%)の割合(閏年の日を含む期間についても、365.25日[閏年を勘案して定めた日数]当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \text{料金表に定める係数}$$
- (3) 延滞利息は当社が定める期日までに支払っていただきます。

V 使用および供給

27.適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力等をこえて電気を使用される等お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

28.需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 受電地点にいたるまでの当該一般送配電事業者の供給設備および供給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 当該一般送配電事業者が保安業務を行う際の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 当該一般送配電事業者が託送約款等の定めに従い供給の停止、再開、終了を行うにあたり必要な処置
- (6) その他本需給約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当該一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

29.電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱うとともに、お客さまは、当該一般送配電事業者の定める発電設備系統連系に関する取り決めに準じていただきます。
- (3) 電気の供給の実施に伴い、当該一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事及び維持のために必要な用地等の確保等について協力していただきます。
- (4) 電気の供給の実施に伴い、当社もしくは当該一般送配電事業者の要請を元に、必要に応じて当社指定の様式（週間電気使用計画書）に従い、1週間毎の使用電力量の計画書を提出していただきます。

30.違約金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本需給約款および申込請書にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6ヵ月以内で当該一般送配電事業者が決定した期間といたします。

31.損害賠償の免責

- (1) 当社は、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合にも、お客さまの受けた損害の賠償の責任を負いません。
- (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責によらない場合である時には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) お客様が7（電気需給契約の申込み）(3)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社はその賠償の責を負いません。
- (4) 38（解除等）、または期間満了によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が消滅した場合には、その名目、理由の如何を問わず、当社はお客さまの受けた損害につ

いて賠償の責めを負いません。

- (5) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責による場合は、この限りではありません。
- (6) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。
- (7) 当社は、当該一般送配電事業者の責めに帰すべき事由により被ったお客さまの損害につき、責任を負わないことといたします。

32.設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の責任を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいただきます。

VI 契約の変更および終了

33.電気需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約について）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。なお、この場合、当社は本人確認を行うことがあります。

34.名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更を協議させていただきます。この場合には、当社が文書による申出を必要とする場合を除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。なお、この場合、当社は本人確認を行うことがあります。

35.電気需給契約の廃止

- (1) 電気需給契約は、その期間満了をもって消滅いたします。
- (2) お客さまが本需給約款に基づく電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます（以下、当該通知を「廃止通知」といいます。）。なお、この場合、当社は、本人確認を行います。また、スイッチングの場合で、お客さまが当社に廃止通知をせずに他の小売電気事業者等に電気需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に廃止期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの廃止通知とみなすものといたします。
- (3) 電気需給契約は、38（解除等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日または電力広域的運営推進期間から当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気需給契約が消滅したものといたします。

- ロ 当社または当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、電気需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
- (4) 38（解除等）によって、当社が電気需給契約を解約した場合は、解約日に電気需給契約は消滅するものといたします。

36.需給開始後の電気需給契約の廃止または変更に伴う料金の精算

お客さまが契約電力等を新たに設定された後に、電気需給契約が消滅する場合（解除を含む）もしくはお客さまが契約電力等を減少しようとする場合、または契約電力等を増加された後に、電気需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電力等を減少しようとする場合において、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

37.需給開始後の電気需給契約の廃止または変更に伴う工事費の精算

お客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力等の変更または電気需給契約が消滅する場合（解除を含む）に、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

38.解 除 等

- (1) 当社は、次の場合には、電気需給契約を解除することがあります。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、ただちに債務の全額を一括弁済していただきます。なお、この場合には、あらかじめ、電気需給契約を解除する15日前までに解除日を明示し、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき。
 - ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ハ お客さまが他の需給契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ニ 本需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、違約金、工事費用負担均等相当額その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ホ 30（違約金）(1)に該当する場合
 - へ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払い停止状態に陥った場合
 - ト お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合
 - チ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - リ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ヌ その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じる恐れがあると当社が

認めた場合

ル お客さまがその他本需給約款に反した場合

- (2) お客さまが、35（電気需給契約の廃止）(1)による通知をされずに、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合は、電気を使用されていないことが明らかになった日に電気需給契約は消滅するものといたします。

39.電気需給契約消滅後の債権債務関係

電気需給契約期間中の料金その他の債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担金

40.供給方法および工事

当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものとします。

41.工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けるとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

Ⅷ 保 安

42.保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備ならびに計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物については、当該一般送配電事業者が保安の責任を負います。

43.保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
- イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故

障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが当該一般送配電事業者の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、当該一般送配電事業者に事前に通知していただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容を直ちに当該一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者は、お客様にその内容を変更していただくことがあります。

Ⅸ そ の 他

44. 個人情報の保護

当社は、電気需給契約により知りえた個人情報を、当社が定める「個人情報保護方針」に基づき、適切に取扱います。

45. 反社会的勢力の排除

- (1) 当社は、お客さまが次の各号に該当する場合、何らの催告なしに電気需給契約を解約することができるものとします。

- イ 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）である場合、または反社会的勢力であった場合
- ロ 自らまたは第三者を利用して、当社に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合
- ハ 当社に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合
- ニ 自らまたは第三者を利用して、当社の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合
- ホ 自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合

- (2) 当社は、前項により電気需給契約を解約した場合には、お客さまに損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

46. 信用情報の共有

当社はお客さまが 38. (解除等) (1)ロ、ハ、ニに該当する場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。

47. 準拠法

本需給約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

48.管轄裁判所

当社とお客さまの間に生じた本需給約款に関する紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

附 則

1. 本需給約款の実施期日

本需給約款は、平成28年9月1日より実施いたします。

2. 本需給約款の実施に伴う切替措置

- (1) 本需給約款実施の日を含む料金算定期間の算定に当たっては、35（需給契約の廃止）(1)に関わらず、契約期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。
- (2) 38（解除等）における料金および料金以外の債務は、本需給約款が適用される以前の料金および料金以外の債務を含みます。

別 表

別 表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金と合わせて算定いたします。

ロ お客さまの事業者が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたと場合には、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イに関わらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とします。なお、 α 、 β および γ の値は次の表によって定められる値とします。また、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

ただし、1キロリットル当たりの平均燃料価格の上限は次の表によって定められる値とします。なお、各平均燃料価格算定における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は1円とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

一般送配電事業者	東京電力パワーグリッド(株)
α	0.1970
β	0.4435
γ	0.2512
基準燃料価格	44,200
平均燃料価格の上限	66,300

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別毎に次の算式によって算定された値とします。なお、基準燃料価格は当該一般送配電事業者により異なるイによって定められる値とし、その単位は1銭とします。また、燃料費調整単価の単位は1銭とし、その端数は小数点第1位で四捨五入します。

(イ)1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ)1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。

(2) 基準価格

基準単価は、当該一般送配電事業者により異なる、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次の表の通りとします。また、基準価格の単位は1銭とします。

一般送配電事業者	東京電力パワーグリッド(株)
平均燃料価格の上限	22.8

3. 契約容量の算定方法

契約種別が湘南のでんき電灯 C の場合、契約容量は次により算定いたします。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

4. 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は次の通りとします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ ヲ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

ロ 湘南のでんき電灯 B および湘南のでんき電灯 C の料金適用上の電力量区分を 日割りする場合

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時 (kWh)} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時 (kWh)} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます

第 1 段階適用電力量、第 2 段階適用電力量の単位は 1 キロワット時 (kWh) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 23 (料金の算定) (1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 23 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間で区分し、それぞれの 30 分ごとの接続供給電力量の合計により算定いたします。

- (2) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数とします。この場合、停止期間中の日数には、接続供給を停止した日を含み、接続供

給を再開した日は含みません。また、停止日に接続供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。